

沖縄県公報

定期発行日 毎週火·金曜日

(当日が県の休日に) 当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(財政課)	3
○沖縄県税条例の一部を改正する条例(税務課)	8
○沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税務課)	11
○沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(保護・援護	
課)	13
○沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(障害福	
祉課)	14
○沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例(村づくり計画課)	
○おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例(ものづくり振興課)	24
規 則	
○沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(財政課)	
○沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	33
○沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	33
○沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(保	
誰・择誰即)	. 36

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録申請手数料、区分適合性調査申請手数料等の徴収根拠を定めることとした。(別表第3関係)
- 2 医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料等について額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 3 医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の算定方法を改めるとともに、額の適正化を図ることとした。(別表第3関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 5 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和3年8月1日) から施行することとした。(附則第1項)
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項)

〇 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 指定代理納付者が納付し、又は納入すべき徴収金を期日までに完納しない場合には、納税義務者等から徴収することとされていたが、指定納付受託者制度においては、当該指定納付受託者から徴収することとする措置を講ずることとした。(第15条の2関係)
- 2 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品 取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額に100分の5を乗じて計算した金額に 相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととした。(第45条の19関係)
- 3 電気供給業の新たな事業類型として創設される特定卸供給事業に係る法人の事業税について、資本金の額 又は出資金の額1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資 本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それ

ぞれ課すこととするとともに、これに対する法人の事業税の税率を定めることとした。 (第46条及び第49条 関係)

- 4 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者において、備付け及び保存が義務付けられている帳簿に係る電磁的記録 の備付け及び保存並びに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、知事の承 認を不要とすることとした。(第106条の2及び第106条の3関係)
- 5 県民(個人及び事業者)の利便性向上及び負担軽減並びに業務の効率化を図るため、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととした。(第127条関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。(第18条関係)
- 7 この条例は、次に掲げる日から施行することとした。 (附則第1項)
 - (1) 5に係る部分 公布の日
 - (2) 2及び4に係る部分 令和4年1月1日
- (3) 1及び6に係る部分 令和4年1月4日
- (4) 3に係る部分 令和4年4月1日
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項から第5項まで)

○ 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 関係法令の失効及び制定に伴い、用語の規定を整理することとした。(第2条関係)
- 2 過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、対象業種を追加し、取得価額要件を引下 げ、対象となる設備投資を拡充し、適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。(第9条関係)
- 3 関係法令の失効及び制定に伴い、対象区域等について整理することとした。(第10条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用することとした。(附則第 1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 救護施設等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第8条の2関係)
- 2 救護施設等は、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に係る必要な措置を講じなければならないこととした。(第8条の3関係)
- 3 救護施設等は、非常災害に備えるために行う訓練を実施するに当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならないこととした。(第9条関係)
- 4 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理等の 措置を講じなければならないこととした。(第20条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。(目次及び第24条関係)
- 6 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。 (附則第1項)
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。 (附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる関係条例について所要の規定を改めることとした。<第1条から第11条まで>
 - (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)
 - (2) 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第86号)
 - (3) 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第87号)
 - (4) 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第88号)
 - (5) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)
- (6) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例 第28号)
- (7) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号)
- (8) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第30号)

- (9) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄県条例第31号)
- (10) 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄県条例第32号)
- (11) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年沖縄県条例第8号)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

〇 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 中山間地域等について、過疎地域の定義を改め、及び棚田地域等に係る規定を整備することとした。 (第 1条、第2条及び第5条関係)
- 2 旧過疎法の過疎地域の市町村のうち新過疎法の過疎地域に該当しない市町村等について中山間地域等の特 例を定めることとした。 (附則第2項)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第3条、第4条及び第6条から第8条まで関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)

○ おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例(条例第30号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 施設の位置について定めることとした。(第2条)
- 3 施設の管理及び指定管理者の業務について定めることとした。(第3条及び第4条)
- 4 指定管理者の指定の申請について定めることとした。(第5条)
- 5 指定管理者の指定及び告示について定めることとした。(第6条及び第7条)
- 6 休館日及び開館時間について定めることとした。(第8条及び第9条)
- 7 利用の許可について定めることとした。(第10条)
- 8 貸し工房及び体験工房の利用期間について定めることとした。(第11条)
- 9 工作物等の設置について定めることとした。 (第12条)
- 10 権利の譲渡等の禁止について定めることとした。(第13条)
- 11 利用の許可の取消し等について定めることとした。(第14条)
- 12 利用料金及び利用料金の減免について定めることとした。(第15条、第16条及び別表)
- 13 利用料金の返還について定めることとした。(第17条)
- 14 入場の制限等について定めることとした。(第18条)
- 15 放置物件の除去命令について定めることとした。(第19条)
- 16 立入り等について定めることとした。(第20条)
- 17 原状回復の義務について定めることとした。(第21条)
- 18 損害の賠償等について定めることとした。(第22条)
- 19 事業報告書の提出について定めることとした。(第23条)
- 20 規則への委任について定めることとした。(第24条)
- 21 この条例は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、22については、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 22 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができることとした。(附則第2項)

条 例

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第24号

う製造所登録更

新申請手数料

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第3高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表再生医療等製品販売業許可更新申請手数料の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料の項中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第4号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」を「第25条第1項第4号」に、「第26条第1項第5号」に、「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」を「第25条第2項第3号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に、「第26条第3項第1号」に、「第26条第3項第1号」に、「第26条第3項第1号」を「第25条第3項第1号」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同項の次に次のように加える。

医薬品、医薬部 医薬品医療機器等法施行令第80 ア 医薬品の保管のみを行う製 外品又は化粧品 | 条の規定に基づく医薬品医療機器 | 造所登録に係るもの1件につ の保管のみを行 等法第13条の2の2第1項に規定 き31,900円 う製造所登録申|する医薬品、医薬部外品又は化粧|イ 医薬部外品の保管のみを行 品の保管のみを行う製造所の登録 請手数料 う製造所登録に係るもの1件 の申請に対する審査 につき31,900円 ウ 化粧品の保管のみを行う製 造所登録に係るもの1件につ き31,900円 医薬品、医薬部 医薬品医療機器等法施行令第80 ア 医薬品の保管のみを行う製 外品又は化粧品 | 条の規定に基づく医薬品医療機器 | 造所登録に係るもの1件につ の保管のみを行 等法第13条の2の2第4項に規定 き21,400円

品の保管のみを行う製造所の登録

|する医薬品、医薬部外品又は化粧|イ 医薬部外品の保管のみを行

う製造所登録に係るもの1件

の更新の申請に対する審査

につき21,400円

ウ 化粧品の保管のみを行う製 造所登録に係るもの1件につ き21,400円

別表第3医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項中「同条第13 項」を「同条第15項」に、「同条第1項又は第13項」を「同条第1項又は第15項」に、 「47,200円」を「70,500円」に、「32,500円」を「52,900円」に、「15,200円」を「23,9 00円」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「100,50 0円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に 2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額」を「124,600円に調査品目の数に2,000 円を乗じて得た額を加算した額」に、「70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である 場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算し た額」を「95,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「30,60 0円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に5 00円を乗じて得た額を30,600円に加算した額」を「53,400円に調査品目の数に500円を乗 じて得た額を加算した額」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部 変更承認申請手数料の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項の次に次の ように加える。

医薬品又は医薬 数料

部外品の区分適 | 条の規定に基づく医薬品医療機器 合性調査申請手 等法第14条の2第1項に規定する 医薬品又は医薬部外品の製造所に おける製造工程の区分ごとの製造 管理又は品質管理の方法の基準へ の適合性調査の申請に対する審査

- 医薬品医療機器等法施行令第80 ア 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第十四条第八 項に規定する医薬品又は医薬 部外品の製造工程の区分を定 める省令(令和3年厚生労働 省令第17号。以下「区分省 令」という。) 第2条第3号 に掲げる区分に係るもの1件 につき124,600円に次に掲げ る額を合算した額
 - (ア) 調査品目の数に2,000円 を乗じて得た額
 - (イ) 調査に係る製造販売業者 の数に8,300円を乗じて得

た額

- イ 区分省令第2条第4号に掲 げる区分に係るもの1件につ き95,000円に次に掲げる額を 合算した額
 - (ア) 調査品目の数に1,000円 を乗じて得た額
 - (イ) 調査に係る製造販売業者 の数に8,300円を乗じて得 た額
- ウ 区分省令第2条第5号に掲 げる区分に係るもの1件につ き53,400円に次に掲げる額を 合算した額
 - (ア) 調査品目の数に500円を 乗じて得た額
 - (イ) 調査に係る製造販売業者 の数に4,300円を乗じて得 た額
- エ 区分省令第2条第6号に掲 げる区分に係るもの1件につ き53,400円に次に掲げる額を 合算した額
 - (ア) 調査品目の数に500円を 乗じて得た額
 - (イ) 調査に係る製造販売業者 の数に4,300円を乗じて得 た額

医薬品又は医薬

医薬品医療機器等法施行令第80 ア 医薬品製造区分(無菌)に 部外品の変更計 条の規定に基づく医薬品医療機器 画に係る適合性|等法第14条の7の2第3項に規定|イ 医薬品製造区分(一般)に 調査申請手数料 する医薬品又は医薬部外品の製造 所における製造管理又は品質管理|ウ 医薬品製造区分(包装、表 の方法の基準への適合性調査の申 請に対する審査

- 係るもの1件につき70,500円 係るもの1件につき52,900円 示又は保管)に係るもの1件 につき23,900円
- 工 医薬部外品製造区分 (無 菌)に係るもの1件につき7 0,500円

- オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき5 2,900円
- カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき23,900円
- キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額
- ク 外部試験検査機関に係るも の1件につき23,900円

別表第3医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料の項中「第23 条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表再生医療等製品の製造販売業許可更 新申請手数料の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同表医療機器 修理業許可更新申請手数料の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、 同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「第40条の2第5 項」を「第40条の2第7項」に改め、同表輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造時適合性 調査申請手数料の項中「47,200円」を「70,500円」に、「32,500円」を「52,900円」に、 「15,200円」を「23,900円」に改め、同表輸出用の医薬品又は医薬部外品の定期的適合性 調査申請手数料の項中「100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあって は、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額」を「12 4,600円に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額」に、「70,600円。ただ し、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を 乗じて得た額を70,600円に加算した額」を「95,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて 得た額を加算した額」に、「30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっ ては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額」を「53, 400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額」に改め、同表医薬品、医薬部 外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付手数料の項の次に次のように加える。

医薬品、医薬部 外品又は化粧品 の保管のみを行 う製造所の登録 証の書換え交付 手数料	条の規定に基づく医薬品医療機器 等法施行令第16条の4に規定する	1 件につき2, 100円
の保管のみを行	医薬品医療機器等法施行令第80 条の規定に基づく医薬品医療機器 等法施行令第16条の5に規定する 登録証の再交付	1 件につき2, 900円
医薬品又は医薬 部外品の基準確 認証の書換え交 付手数料	条の規定に基づく医薬品医療機器	1 件につき2, 100円
医薬品又は医薬 部外品の基準確 認証の再交付手 数料	条の規定に基づく医薬品医療機器	1 件につき2,900円

附則

(施行期日)

1 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和3年8月1日)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第15条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定 納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた場合において、当該指定 納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付し、又は納入すべき徴収金 を同項の指定する日までに完納しないときは、知事は、徴収金の保証人に関する徴収の 例によりその徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

第18条第5項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第45条の19第3項中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第46条第1項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に改め、「発電事業等」という。)」の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(第49条第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第49条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第106条の2中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を 受けた」を「当該」に改める。

第106条の3第1項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該 承認を受けた」を「当該」に改め、同条第2項中「の承認を受けている」を「の規定によ り帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えてい る」に、「において、当該承認を受けている帳簿(以下「電磁的記録に係る承認済帳簿」 という。)」を「には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「承 認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第127条第3項及び第6項中「記名押印」を「記名」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第127条の改正規定 公布の日
 - (2) 第45条の19、第106条の2及び第106条の3の改正規定並びに次項並びに附則第4項 及び第5項の規定 令和4年1月1日
 - (3) 第15条の2及び第18条の改正規定 令和4年1月4日
 - (4) 第46条及び第49条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年4月1日 (県民税に関する経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例(附則第4項及び第5項において「新条例」という。)第45条の19第3項の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例の規定中法人の事業税に 関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業 税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従 前の例による。

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

4 新条例第106条の2及び第106条の3第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付け を開始する帳簿(新条例第106条第1項に規定する帳簿をいう。次項において同じ。) について適用する。 5 新条例第106条の3第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる帳簿に 係る新条例第106条の2に規定する電磁的記録について適用する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第26号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成14年沖縄県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって過疎法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば過疎法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は過疎法第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。)をいう。

第2条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 産業振興促進区域 過疎法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。

第9条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定による課税の免除は、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該

各号に定めるとおりとする。

第9条第2号及び第3号中「過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同条を同条第 2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、過疎地域又は過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域(過疎法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次条において同じ。)のうち産業振興促進区域内において、過疎法第2条第2項の規定による公示の目(次項第2号及び第3号並びに次条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、租税特別措置法第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。第1号において同じ。)の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める額以上のもの(次項において「過疎地域特別償却適用設備」という。)の取得等(過疎法第23条に規定する資本金の額等(第1号において「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。)をいう。)をした者に対しては、次項に定めるところにより課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円 (次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に 定める金額)

ア 資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人 1,000万円

イ 資本金の額等が1億円を超える法人 2,000万円

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第10条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条中「又は過疎地域」を「又は過疎地域若しくは特定市町村の区域のうち産業振興促進区域」に、「過疎地域の公示の日」を「公示日」に、「、過疎地域」を「、過疎地域又は特定市町村の区域のうち産業振興促進区域」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域を その区域とする市町村の区域内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物 等販売業又は旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、又は増設した者に係る事業 税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第27号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第78号)の一部を次のように改正する。

目次中「更正施設」を「更生施設」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(就業環境の整備)

第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第8条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

「第3章 更正施設」を「第3章 更生施設」に改める。

第24条第2項中「更正施設」を「更生施設」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項(新条例第28条、第34条及び第40条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部を改正する条例

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県 条例第85号)の一部を次のように改正する。

目次中「第113条」の次に「・第114条」を加える。

第82条第1項ただし書中「次に掲げる施設及び場合」を「次の各号に掲げる施設又は場合の区分」に改め、同条第3項中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「同項各号に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項第5項中「第1項に規定する職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者」に改める。

第113条を第114条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記錄)

第113条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県 条例第86号)の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第18条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規 定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24 年沖縄県条例第87号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条 例第88号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、こ

の条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第93条を第94条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)及び第18条(第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することが できない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が障害児又 は通所給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る 障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」の次に「・第60条」を加える。

第59条を第60条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

- 第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条及び第15条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類する もののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定され るものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法(電 子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができな い方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が障害児又は入所 給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児

の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部改正)

第7条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第211条」の次に「・第212条」を加える。

第211条を第212条とし、第19章中同条の前に次の1条を加える。

- 第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、 正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が 記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定 されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の 4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の 4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、 第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第 1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の 5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の 4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、 第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54 条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)及び第198 条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。)に規定 するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う ことができる。
- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている 又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識する

ことができない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 改正)

第8条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成25年沖縄県条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加える。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

- 第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項及び第16条に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類する もののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定され るものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法(電 子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができな い方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者であると きは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄県条例第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第90条」の次に「・第91条」を加える。

第90条を第91条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

- 第90条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想 定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することが できない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者で あるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならな い。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年沖縄 県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第46条を第47条とし、第45条の2の次に次の1条を加える。

- 第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意その他これらに類するもののう ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに

ついては、相手方の承諾を得て、書面による方法に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他これらに類する人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。この場合において、相手方が利用者であるときは、 当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年沖縄県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイ サービス」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条 例

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例(平成5年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域をいう。以下同じ。)及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域(以下「中山間地域等」という。)」を「等」に、「これと一体的に保全

することが必要であると認められる農地(以下「農地」という。)」を「農地」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「農地」の次に「(棚田地域等の区域に該当しない区域にあっては、当該土地 改良施設と一体的に保全することが必要であると認められる農地に限る。)」を加え、同 条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第4項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の 1条を加える。

(定義)

- 第2条 この条例において「中山間地域等」とは、次に掲げる区域をいう。
 - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第2条第1項(法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)を含む市町村の区域
 - (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域
 - (3) 前2号に掲げる区域のほか、当該各号に規定する地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる市町村の区域
 - (4) 傾斜地に階段状に設けられた一団の農地を含む一定の地域であって、勾配が20分の 1以上の土地にある農地の面積の合計が、当該地域の農地の面積の2分の1以上を占 める地域(以下「棚田地域等」という。)の区域

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(中山間地域等の特例)

2 第2条の規定にかかわらず、令和3年度から令和9年度までの間に限り、法附則第5 条に規定する特別特定市町村(法附則第6条第2項又は第8条第2項の規定により特別 特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)の区域を含む市町村の区域は、中山間地 域等とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業(以下「工芸産業」という。)を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜(以下「工芸の杜」という。)を設置する。

(位置)

第2条 工芸の杜の位置は、豊見城市字豊見城1114番1とする。

(工芸の杜の管理)

第3条 工芸の杜の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
 - (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第21条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務

- (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具(以下「施設等」という。)の維持及び修 繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類(次条において「事業計画書等」という。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、 最も適切に工芸の杜の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議 会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
 - (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を 有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

- 第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日等)

第8条 工芸の杜の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日(元日を除く。)又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例 第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日後において最も近い休館日 でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認 を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する休 館日及び前2項の規定により休館することとされた日においても利用することができ る。

(開館時間)

- 第9条 工芸の杜の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を 得て、開館時間を臨時に変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する開館時間及び前項の規定により変更された後の開館時間以外の時間においても利用することができる。

(利用の許可)

- 第10条 別表に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が貸し工房又は体験工房の利用に係るものである場合にあっては、工芸品の製造について一定以上の技術を有することその他の規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、 条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(貸し工房及び体験工房の利用期間)

- 第11条 貸し工房及び体験工房の利用の許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲内において更新することができるものとする。
- 2 前項の規定による更新は、貸し工房にあっては2回を超えて行うことができない。ただし、工芸の杜の設置目的を達成するために知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(工作物等の設置)

第12条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備(以下「工作物等」という。)を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (許可の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の 許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができ る。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (3) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第10条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

- 第15条 利用者は、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者 に納めなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分 の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知 事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額 し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定 管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

- 第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工芸の杜への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
 - (2) 設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、設備等の管理上支障がある行為をするおそれがある者 (放置物件の除去命令)
- 第19条 指定管理者は、施設内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

- 第20条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第10条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められ たものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第10条第1項の許可を取り消された

ときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければな らない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その 原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第22条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告 書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表 (第15条関係)

1 施設利用料金

		単位	基準額	
貸し工房			1平方メートル1月につき	450円
共同工房	織物	主室	1時間につき	1,580円
		染色室	1時間につき	1,420円

和 3 年 7 月 28	日 水曜日 ————————————————————————————————————			一 一 一 一 一
			+	
		糸くくりスペース	1区画1日につき	950円
	染物	主室	1時間につき	1,810円
		反物張りスペース	1区画1日につき	950円
		のり置き作業スペース	1区画1日につき	370₽
		紗張り室	1時間につき	80円
	洗い場		1時間につき	990円
	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき	1,300円
		上塗り室	1時間につき	170円
	木工・さん	仕上室	1時間につき	3, 080₽
	しん	組立室	1時間につき	310₽
		塗装室	1時間につき	290円
	金細工	主室	1時間につき	960₽
	工芸縫製	主室	1時間につき	1, 190円
体験工房	1号室(ガ	ラス)	1平方メートル1月につき	1,060円
	2号室(陶芸)		1 平方メートル 1 月につき	700₽
	3号室(織	物・染物)	1 平方メートル 1 月につき	720₽
	4号室(そ	の他)	1 平方メートル 1 月につき	470

多目的室	1 号室	工芸産業に関連する催物に 利用する場合	1室半日につき	1, 120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2, 240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に 利用する場合	1室半日につき	1, 250円
		その他の催物に利用する場合	1 室半日につき	2, 500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に 利用する場合	1室半日につき	1, 280円
		その他の催物に利用する場合	1 室半日につき	2, 560円
エントラ	工芸産業に	関連する催物に利用する場合	1日につき	7,900円
ンスホール	その他の催	物に利用する場合	1日につき	15,800円
企画展示室	工芸産業に	関連する催物に利用する場合	1日につき	4, 350円
主	その他の催	物に利用する場合	1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額		
舞台器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額		
音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額		

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額

機械器具類 一式 1 時間につき 2,000円以内で規則に定める額

備考

- 1 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が 1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時 間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

規則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第68号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第147号の2の次に次の2号を加える。

147の3 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録申請手数料

147の4 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料

別表第1項中第149号の7を第149号の9とし、第149号の2から第149号の6までを2号ずつ繰り下げ、第149号の次に次の2号を加える。

149の2 医薬品又は医薬部外品の区分適合性調査申請手数料

149の3 医薬品又は医薬部外品の変更計画に係る適合性調査申請手数料

別表第1項中第153号の12を第153号の16とし、第153号の7から第153号の11までを4号ずつ繰り下げ、 第153号の6の次に次の4号を加える。

153の7 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の書換え交付手数料

153の8 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所の登録証の再交付手数料

153の9 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付手数料

153の10 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付手数料

附則

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和3年8月1日)から施行する。

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第69号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者に納付させる」を「指定納付受託者に納付し、又は納入させる」に、「納付する」を「納付し、又は納入する」に改める。

第34条の2を削る。

第34条の3中「承認を受けている者」を「規定により帳簿(条例第106条第1項に規定する帳簿をいう。 以下この条及び次条において同じ。)に係る電磁的記録(条例第106条の2に規定する電磁的記録をいう。 以下この条及び次条において同じ。)の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとす る者」に改め、「第25条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「承認を受けている帳簿に係る」を削り、 同条を第34条の2とする。

第34条の4第1項中「承認を受けている者」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えようとする者」に改め、「承認を受けている帳簿に係る」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第106条の3第2項に規定する規則で定める場合は、条例第106条の2の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている者の当該帳簿の全部又は一部について、その保存期間(条例第106条第2項の規定により帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。)の全期間(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。)につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

第34条の4第3項中「承認を受けている者」を「規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする者」に、「承認を受けている帳簿」を「帳簿」に改め、同条を第34条の3とする。

附則

この規則中第34条の2から第34条の4までの改正規定は令和4年1月1日から、第11条の改正規定は令和4年1月4日から施行する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第70号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成14年沖縄県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「第9条第1号」を「第9条第2項第1号」に改め、同項第1号中「当該新設し、又は増設」を「当該取得等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)第23条に規定する取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。)をいう。以下同じ。)を」に、「を新設し、又は増設」を「の取得等を」に、「製造事業用」を「製造業用、情報サービス業等用」に、「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第30条」を「過疎法第23条」に改め、「旅館業」の次に「(下宿営業を除く。)」を加え、同項第2号中「事業年又は当該事業年度」を「事業年度又は当該事業年」に、「当該新設し、又は増設」を「当該取得等を」に、「を新設し、又は増設した者が県内において」を「の取得等をした者が県内に」に改める。

第6条第1項第1号中「離島の地域又は過疎地域における畜産業、水産業及び薪炭製造業に係る個人事業税課税免除申請書」を「離島の地域又は産業振興促進区域における畜産業、水産業及び薪炭製造業に係る個

〒和3年1月2	8日 水唯日	公	羊区			(万分) 生	437
人事業税課税免 第1号様式中	色除申請書」に改める。 P						
新 特別償却 した税利	即に関する明細書を提出 第官署名及び提出年月日			年	月	日	
\forall	、又は増設した場所						
+曲	、又は増設した年月日			年	月	日]
し事業の	用に供した年月日			年	月	日	
1VFH	価償却資産の合計額					円	
等増加	雇用者数					人],
-	T						_ 」 ∃
	特別償却に関する明細した税務官署名及び提			年	月	日	
新設し、又	新設し、又は増設し	た場所					
は増設した	新設し、又は増設した	を年月日		年	月	日] (
設備等	事業の用に供した	年月日		年	月	日	
	有形減価償却資産の)合計額				円	
	増 加 雇 用	者数				人	
	に改め、同 関果税の課税免除及び不 産業規格」に改める。	均一課税に		当える金額			
新加井田山路上							
│ _∞ 特別價₹	即に関する明細書を提出 务官署名及び提出年月日			年	月	日	
新設し	、又は増設した場所						
設新設し、	、又は増設した年月日			年	月	Ħ	
た設事業の	用に供した年月日			年	月	目	
備	価償却資産の合計額					円	
6 条第	の申請書を提出するとき 第2項第2号及び第5号 氏の規格は、日本工業規	に掲げる書	類を添付する必		する条例だ	——— 施行規則第	第
	特別償却に関する明細	事 ナ、担 山					

に

を

- 注 1 この申請書を提出するときは、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第 6条第2項第2号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。
 - 2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。
 - 3 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。

改め、同様式付表中「新設又は」を「新設し、又は」に、

所	区	分	県内課税標準 (円)	~ I	(1) / (p)	課税免除に係 る分(円) ⑥	免除後の県内課税 標準額(円) ⑤-⑥
得	年400万円以	下の金額	(1,000円未満切り	捨て)	(分数表示)		(1,000円未満切り捨て)
金額の計	年 4 0 0 万 円 年800万円以						
計算	年800万を超	える金額					
	合	計					

- 注 1 この明細書は、法人事業税の課税免除申請の際、法人事業税課税免除申請書(第3号様式) と併せて提出してください。
 - 2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

	区	分	県内課税標準額 (円) ⑤	(\f)\(\rangle(\pi)	課税免除に係る分(円) ⑥	免除後の県内課税 標準額(円) ⑤-⑥	
	年400万円以	人下の金額	(1,000円未満切り捨て	(分数表示)		(1,000円未満切り捨て)	
	年 4 0 0 万 F 年800万円以	円を超え 以下の金額					
の計算	年800万を ヌは軽減税 法人の金額	超える金額 率不適用					V
	合	計					

- 注 1 この明細書は、法人事業税の課税免除申請の際、法人事業税課税免除申請書(第3号様式) と併せて提出してください。
 - 2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合 には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。
 - 3 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。

改める。

第4号様式注を次のように改める。

- 注 1 この申請書を提出するときは、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条 第2項第3号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。
 - 2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等を」とする。
 - 3 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。

第5号様式から第7号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第8号様式中「観光振興地域対象施設等」を「特定民間観光関連施設等」に改め、同様式注3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第9号様式及び第10号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則 の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定は、令和3年4月1日以後に取得等した設備について適用し、同日前に新設し、又は増設した設備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第71号

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(救護施設の衛生管理等)

- 第4条の2 条例第20条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第8条中「第5条」を「第4条の2及び第5条」に改め、「準用する。」の次に「この場合において、第4条の2中「条例第20条」とあるのは「条例第28条において準用する条例第20条」と、第5条中「条例第22条」と読み替えるものとする。」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(準用)

第9条の2 第4条の2の規定は、授産施設について準用する。この場合において、同条中「条例第20条」とあるのは「条例第34条において準用する条例第20条」と読み替えるものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(準用)

第10条の2 第4条の2の規定は、宿所提供施設について準用する。この場合において、同条中「条例第20条」とあるのは「条例第40条において準用する条例第20条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

 発 行 所

 沖 縄 県 総 務 部

 総務私学課

印刷所株式会社 アント出版

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1

電話番号 098-866-2074